

市第 16 号議案 治療費保障に係る書類作成請求調停事件についての調停 の撤回について

平成 29 年第 2 回市会定例会に提出した「市第 16 号議案 治療費保障に係る書類作成請求調停事件についての調停」については、平成 29 年 5 月 19 日（金）にこども青少年・教育委員会に付託されたところですが、同月 26 日（金）、調停申立人から、代理人を通して、現在の調停条項案を成立させられない旨の申出があったため、同議案の撤回を同月 30 日（火）に議長あてに提出しましたのでご報告します。

1 議案の概要（市第 16 号議案）

横浜簡易裁判所の調停条項案に基づき、調停に合意するものです。

調停申立人	鶴見区在住の男性
調停内容	①平成 27 年 10 月 11 日に市立中学校での部活動中に申立人が受傷した傷害が原因で、今後、手術等の治療が必要となった場合には、その補償について申立人と横浜市で協議を行う ②横浜市は、解決金として 270,000 円を申立人に支払う 等

2 撤回理由

調停申立人から、現在の調停条項案を成立させられない旨の申出があったため。

【参考】市第 16 号議案 調停に関するこれまでの主な経緯

平成 27 年 10 月 11 日	市立中学校での部活動中に調停申立人が受傷
平成 28 年 7 月 19 日	調停申立人が横浜市に対し横浜簡易裁判所に調停を申立て
平成 28 年 9 月から 平成 29 年 3 月まで	横浜市は、調停に応じ、4 回にわたり話し合い
平成 29 年 5 月 19 日	議案の提出と、こども青少年・教育委員会への付託
平成 29 年 5 月 26 日	調停申立人から、代理人を通して、現在の調停条項案を成立させられない旨の連絡があった

お問合せ先

教育委員会事務局職員課長	久米 泰子	Tel 045-671-3795
総務局総務課長	佐藤 広毅	Tel 045-671-2046